

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育陽会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(役員会の出席)

第3条 役員が役員会こと理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合には別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が、役員会への出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬総額)

第4条 各役員に支給する各年度の報酬総額は以下の通りとする。

理事 300,000円を超えない範囲

監事 100,000円を超えない範囲

評議員 200,000円を超えない範囲

評議員選任・解任委員 100,000円を超えない範囲

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

平成26年8月1日 改正

平成29年6月24日 改正

別表 1

役員が役員会に出席したときの報酬及び実費弁償費

- ① 役員が役員会に出席したときには、1 回につき 5,000 円の報酬を支払う。
- ② 報酬とは別に、会場への交通費を別途支払う。

別表 2

役員が役員会出席以外で法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合の報酬及び実費弁償費

- ① その業務が半日の場合 5,000 円の報酬を支払い、その業務が一日に至った場合には 10,000 円の報酬を支払う。
- ② 報酬とは別に交通費を別途支払う。